

# 入 札 説 明 書

帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務 一式

国立大学法人帯広畜産大学

国立大学法人帯広畜産大学の入札公告（令和4年3月11日付け）に基づく入札等については，国立大学法人帯広畜産大会計規則（以下「会計規則」という。），国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）及び入札公告に定めるもののほか，この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当役等

### (1) 契約担当役

国立大学法人帯広畜産大学 事務局長 藤波 豊彦

### (2) 所属部局名 国立大学法人帯広畜産大学

### (3) 所在地 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

## 2 調達内容

### (1) 調達件名

帯広畜産大学学生寄宿舎食堂業務 一式

### (2) 調達件名の仕様・特質等

詳細は，別紙仕様書による。

### (3) 委託期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

### (4) 入札方法

落札者の決定は，最低価格落札方式をもって行うので，

① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は，部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙契約書（案）及び取扱規程第2条に規定する役務請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

② 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，競争加入者等は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

### (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

(1) 会計規則第6条第1項第1号に規定する契約担当役は，会計規則第33条に規定する競争に付するときは，契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 契約担当役は，次の各号の一に該当する者を，その事実があった後3年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人，支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし，又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。
- (4) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は本学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和4年度に北海道地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和3年3月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地

国立大学法人帯広畜産大学経理課

TEL 0155-49-5234 (直通)

- (5) 入札公告において法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (6) 入札公告において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
- (7) 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (8) 入札公告において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (10) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (11) 調達のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと。(当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。)
- (12) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (13) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した調達を受託することができることを証明する書類（以下「受託できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11番地  
国立大学法人帯広畜産大学経理課契約係長 原崎 眞弥  
TEL 0155-49-5249（直通）

- (2) 入札書の受領期限

令和4年3月22日 17時00分

- (3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別紙の仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。
- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式2の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年3月28日開札〔帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務 一式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
  - (ア) 調達件名
  - (イ) 入札金額
  - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
  - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 郵便、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 調達件名及び入札金額の記載のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない、又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない、又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は

代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

- ⑤ 調達件名に重大な誤りのあるもの
  - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
  - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
  - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
  - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
  - ⑩ 国立大学法人帯広畜産大学政府調達に関する事務取扱規程第9条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
  - ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの
- その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに別紙様式1の代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和4年3月28日 14時00分  
帯広畜産大学本部棟会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者

- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

## 5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の受託できることを証明する書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から受託できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び受託できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び受託できることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した内容の審査以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した内容の審査の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 前記4の(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってく

じを引き落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

毎月の業務完了検査終了後、適正な請求書を受理してから40日以内に支払うものとする。

(8) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した受託できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて業務完了検査等の対象とする。
- ② 業務完了検査終了後、落札者が提出した受託できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

**競争参加資格の確認のための書類及び受託できることを証明する書類**

※入札書及び下記の書類を受領期限（令和4年3月22日（火））までに提出すること。

1 競争参加資格の確認のための書類

(1) 令和4年度の参加資格結果通知書（全省庁統一資格）の写し…………… 1部

(2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合に  
あつては、その許可書の写し…………… 1部

2 受託できることを証明する書類

(1) 栄養士、調理師の氏名及びそれを確認できる書類の写し…………… 1部

(2) 会社概要（パンフレット可）…………… 1部

(3) 契約実績…………… 1部

(4) 参考見積書…………… 1部

[別紙様式1] 【社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

# 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

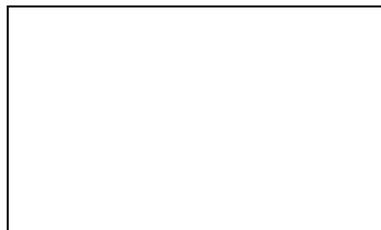
Ⓜ

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

## 記

令和4年3月28日帯広畜産大学において行われる帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式委託契約の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店長等が競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者）（住所）

（氏名）

⑩

私は、下記の者を代理人と定め、令和4年3月28日帯広畜産大学において行われる帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式委託契約の一般競争入札に関して、下記の一切の権限を委任します。

### 記

受任者（代理人）（住所）

（氏名）

### 委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



[別紙様式1] 【支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

# 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人帯広畜産大学 殿

委任者（競争加入者の代理人）（住所）

（氏名）

⑩

私は、 \_\_\_\_\_ を \_\_\_\_\_（競争加入者）の  
復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

## 記

令和4年3月28日帯広畜産大学において行われる帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務  
一式委託契約の一般競争入札に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑





[別紙様式2] 【代理人が入札する場合】

## 入 札 書

調 達 件 名            帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務 一式

入 札 金 額            金                            円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を受託するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和    年    月    日

国立大学法人帯広畜産大学    殿

競争加入者    (住所)

(氏名)

代 理 人    (氏名)

⑩

[別紙様式2] 【復代理人が入札する場合】

## 入 札 書

調 達 件 名            帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務 一式

入 札 金 額            金                            円也

国立大学法人帯広畜産大学役務請負契約基準を熟知し、仕様書に従って上記の業務を受託するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和    年    月    日

国立大学法人帯広畜産大学    殿

競争加入者            (住所)

(氏名)

復代理人            (氏名)

Ⓜ

# 仕 様 書

## 1. 件 名

帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務 一式

## 2. 施設概要

- (1) 学生寄宿舍の定員
  - 男子学生 144名
  - 女子学生 158名
  - 合 計 302名
- (2) 食堂の席数  
108席

## 3. 委託期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

## 4. 委託内容

- (1) 出食日  
出食停止日を除く、昼食と夕食の2食  
令和4年度の出食日数は、資料1のとおりである。
- (2) 出食停止日
  - ① 土曜日、日曜日、祝祭日
  - ② 年末年始 12月29日～1月3日
- (3) 食堂の営業時間
  - 昼 11:30～15:00
  - 夜 18:00～19:00
- (4) 食費
  - ① 食費は学生代表(寮生)が集金のうへ支払うものとする。
  - ② 食費は事前申込みで一食340円、食券購入で一食390円である。  
令和3年度の食数実績は、資料2のとおりである。  
なお、食費改定にあたっては、事前に学生支援課担当者と協議のうへ、改定するものとする。
- (5) 献立  
献立表の作成にあたっては、寮生と意見交換し、栄養士が1カ月分を作成し、事前に学生支援課担当者に提出し許可を得ること。

## 5. 経費負担

- (1) 厨房機器等の経費
  - ① 厨房機器は、無償で貸付ける。  
また、修理が必要となった場合は、大学が負担する。
  - ② 食器は、大学が用意する。
  - ③ 食堂及び厨房の使用料は無料とする。
- (2) 受託者が負担する経費  
食堂運営に係る人件費(栄養士、炊事人)、食材費、光熱水費、消耗品費、被服費、洗濯代、電話代、生ゴミ処理費、清掃費など上記(5.(1))以外のすべての経費

## 6. 衛生管理

- (1) 受託者の作業従事者は、健康管理に留意し伝染病患者はもとより、下痢、化膿性疾患及びその疑いのある者を従事させないこと。この場合、発生した旨を速やかに本学に報告すること。
- (2) 厨房内の作業においては衛生的な被服を着用し、頭髮は完全に覆い、手指は消毒をし、清潔に留意すること。
- (3) 厨房施設内においては、常に清掃等を行い衛生的な環境を保持すること。  
また、害虫が発生した場合は、本学に報告し対応策を講じること。
- (4) 受託者は従事者について労働安全衛生法に基づく健康診断を年2回以上及び検便検査を月2回以上実施し、その結果を本学に報告し保管すること。
- (5) 衛生管理については、保健所等関係官公庁の指示を遵守すること。

## 7. 法令遵守

- (1) 食品衛生法、その他関係法令を遵守し、教育機関における給食業務であることを十分認識し、その品位と秩序を乱すことのないように配慮すること。
- (2) 栄養士及び調理師免許を有している者がいること。
- (3) 受託者は、給食施設営業許可申請を行うこと。

## 8. その他

- (1) 本学又は受託者が自己の都合により、この契約を解除しようとする時は、2ヶ月前までに文書により申し出て、その同意を得ること。
- (2) 受託者は、その責に帰すべき理由により、喫食した者に対して食中毒、又は伝染病等の被害を与えた時はその損害を賠償すること。

(資料1)

## 令和4年度 学生寄宿舍食堂出食日予定表

2022 **4** April

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

出食20日

2022 **5** May

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

出食18日

2022 **6** June

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

出食22日

2022 **7** July

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

出食20日

2022 **8** August

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

出食22日

2022 **9** September

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

出食20日

2022 **10** October

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

出食20日

2022 **11** November

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

出食20日

2022 **12** December

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

年末年始 12/29~1/3 出食20日

2023 **1** January

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

出食19日

2023 **2** February

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

出食19日

2023 **3** March

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

出食22日

注1) 出食日  (242日)  
出食停止日を除く、昼食と夕食の2食  
注2) 出食停止日  
土曜日、日曜日、祝祭日  
年末年始 12月29日~1月3日

(資料2)

令和3年度 学生寄宿舍食堂業務に伴う食数実績表

区分		碧雲寮(男子)		萌宥寮(女子)		管理室		計		1日平均食数		
		昼	夕	昼	夕	昼	夕	昼	夕	稼働日数	昼	夕
4月	事前申込	599	152	318	94	2	10	919	256	21	43.8	12.2
	食券	485	457	192	104	0	3	677	564		26.9	26.9
	計	1,084	609	510	198	2	13	1,596	820		76.0	39.0
5月	事前申込	754	199	377	80	4	9	1,135	288	18	63.1	13.7
	食券	312	442	137	52	0	1	449	495		24.9	27.5
	計	1,066	641	514	132	4	10	1,584	783		88.0	43.5
6月	事前申込	1,003	223	458	85	8	12	1,469	320	22	66.8	14.5
	食券	311	512	124	74	0	2	435	588		19.8	26.7
	計	1,314	735	582	159	8	14	1,904	908		86.5	41.3
7月	事前申込	803	251	353	17	6	13	1,162	281	21	55.3	13.4
	食券	327	412	120	57	0	1	447	470		21.3	22.4
	計	1,130	663	473	74	6	14	1,609	751		76.6	35.8
8月	事前申込	506	156	199	23	3	13	708	192	21	33.7	9.1
	食券	302	363	80	48	0	0	382	411		18.2	19.6
	計	808	519	279	71	3	13	1,090	603		51.9	28.7
9月	事前申込	256	124	74	7	8	8	338	139	20	16.9	7.0
	食券	239	279	71	77	0	0	310	356		15.5	17.8
	計	495	403	145	84	8	8	648	495		32.4	24.8
10月	事前申込	695	175	286	52	3	9	984	236	21	46.9	11.2
	食券	308	420	117	84	0	0	425	504		20.2	24.0
	計	1,003	595	403	136	3	9	1,409	740		67.1	35.2
11月	事前申込	670	131	312	40	4	18	986	189	20	49.3	9.5
	食券	338	450	94	75	0	1	432	526		21.6	26.3
	計	1,008	581	406	115	4	19	1,418	715		70.9	35.8
12月	事前申込	572	90	300	50	0	9	872	149	20	43.6	7.5
	食券	334	368	103	62	0	3	437	433		21.9	21.7
	計	906	458	403	112	0	12	1,309	582		65.5	29.1
1月	事前申込	495	124	277	47	3	8	775	179	19	40.8	9.4
	食券	358	413	129	83	0	2	487	498		25.6	26.2
	計	853	537	406	130	3	10	1,262	677		66.4	35.6
2月	事前申込	449	118	239	28	2	7	690	153	18	38.3	8.5
	食券	227	390	90	41	0	2	317	433		17.6	24.1
	計	676	508	329	69	2	9	1,007	586		55.9	32.6
3月	事前申込	227	29	74	12	4	12	305	53	21	14.5	2.5
	食券	298	316	66	37	0	0	364	353		17.3	16.8
	計	525	345	140	49	4	12	669	406		31.9	19.3
合計		10,868	6,594	4,590	1,329	47	143	15,505	8,066	242	64.1	33.3
								23,571				

※2～3月は、令和2年度実績である。

食費実績

区分		単価(円)	食数	金額(円)	備考	
昼食	事前申込	340	10,343	3,516,620	事前申込率	66.7%
	食券	390	5,162	2,013,180		
夕食	事前申込	340	2,435	827,900	事前申込率	30.2%
	食券	390	5,631	2,196,090		
合計			23,571	8,553,790	事前申込率	54.2%

# 業 務 委 託 契 約 書 (案)

件 名 帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式

委託代金額 金	円(うち消費税及び地方消費税額	円)
月額 金	円(うち消費税及び地方消費税額	円)

上記消費税及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、委託代金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

国立大学法人帯広畜産大学(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間において、帯広畜産大学学生寄宿舍食堂業務一式(以下「食堂業務」という。)の実施に関し、上記の代金額で、次のとおり委託契約を締結するものとする。

第 1 条 食堂業務は、別紙仕様書に基づき行うものとする。

第 2 条 契約期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

第 3 条 代金の支払いは、月払いとする。

2 乙は、毎月業務完了後に当該月の業務完了報告書及び請求書を作成し、帯広畜産大学経理課に送付すべきものとする。

3 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から 40 日以内に支払うものとする。

第 4 条 乙は、食堂業務の実施に当たり食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)その他関係法令等を遵守し、教育機関における給食業務であることを十分認識して、その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第 5 条 甲は、食堂業務に必要なと認める施設、設備及び備品並びに消耗品(以下「施設等」という。)として、仕様書に定める施設等を、乙に無償で使用させるものとする。

第 6 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、施設等を使用しなければならない。

第 7 条 乙は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失し又は毀損した場合、その損害を賠償しなければならない。

第 8 条 乙は、施設等を食堂業務以外に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等を行うときは、予め甲の承認を受けなければならない。

第 9 条 乙は、この契約による食堂業務を第三者に実施させてはならない。

第 10 条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒、又は伝染病等の被害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

第 11 条 乙は、この契約期間中において知り得た甲の業務の秘密について、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 この契約が終了した後も同様の扱いとする。

第 12 条 甲は、乙がこの契約に定める契約を履行しなかったとき、又は正当な理由なく甲の指示に従わなかったときは、この契約を解除することができる。

第 13 条 甲又は乙が自己の都合により、この契約を解除しようとするときは、2ヶ月前までに文書により相手方に申し出て、その同意を得なければならない。

第 14 条 委託期間が満了するとき、又は前 2 条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託期間終了日までに施設等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

第 15 条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを円満に解決するものとする。

第 16 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議のうえ、書面により定めるものとする。

第 17 条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程第 2 条に定める役務請負契約基準によるものとする。

第 18 条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため本契約書を 2 通作成し、甲・乙は記名のうえ押印し、各自 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地  
国立大学法人帯広畜産大学  
契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

乙